



2024年1月30日

各 位

会 社 名 シンプレクス・ホールディングス株式会社
代表者名 取 締 役 社 長 金 子 英 樹
(コード番号：4373 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 江 野 澤 慶 亮
(T e l . 0 3 - 3 5 3 9 - 7 3 7 0)

**株式会社サーキュレーションとの資本業務提携に関する基本合意書の締結
および同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ**

当社は、本日、取締役会において、株式会社サーキュレーション（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：福田 悠、証券コード：7379、以下「サーキュレーション」）と資本業務提携（以下「本資本業務提携」）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」）を締結することについて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本基本合意書に基づき、サーキュレーション株式の一部を取得し、同社を持分法適用関連会社化することとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本資本業務提携の目的および理由

当社グループは、中核企業であるシンプレクス株式会社（以下「シンプレクス」）を中心に、日本を代表する金融機関のテクノロジーパートナーとしてビジネスを展開してまいりました。現在では、金融領域で培った豊富なノウハウを活用し、幅広い業種の顧客企業に対して DX 支援サービスを提供するに至っております。人材こそが事業における中心的な経営資源であることから、1997年の創業以来、ビジネスとテクノロジーの双方に精通した優秀な人材の確保・定着を経営上の最重要戦略の一つとして位置づけ、エンジニア・コンサルタントの育成・評価プロセスの構築に努めております。

一方で、サーキュレーションは、「世界中の経験・知見が循環する社会の創造」をビジョンに掲げ、雇用でも派遣でもなく、外部のプロ人材の経験・知見をプロジェクト単位で活用することで、顧客企業が経営課題を解決する新しい人材活用モデル「プロシェアリング事業」を展開してまいりました。なかでも、2015年から提供を開始しているフリーランスエンジニア・デザイナー向けマッチングサービス「FLEXY（フレキシィ）」においては、組織に依存しない多様な働き方を望む、高度な技能を有する CTO 経験者・エンジニア・デザイナーと、外部のプロ人材による経営改革を進めたい企業とを結び付けることにより、企業の IT に関する経営課題を DX によって解決支援しております。

このような状況の下、当社とサーキュレーションは、それぞれの顧客基盤に加えて、これまでに培った事業ノウハウやエンジニア・コンサルタントの育成・評価プロセス等、両社の強みを融合させることで、今後より一層の拡大が見込まれる DX 市場において、さらなる企業価値の向上に取り組んでいくことを目的として、本基本合意書の締結に至りました。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

現時点において、業務提携の開始に向けて重点的に協議を進めていく内容は、以下のとおりです。なお、業務提携の具体的な方針および内容等の詳細については、今後、両社間で協議を行い、第2譲渡（以下、(2)に定義）の実行後に、2024年3月中を目処として、本資本業務提携に関する最終契約の締結を目指します。

① プロ人材の価値発揮による事業基盤の拡大

サーキュレーションが展開するフリーランスエンジニア・デザイナー向けマッチングサービス「FLEXY」と、システムの開発や運用に強みを持つシンプレクスとの間での協業を推進します。組織に依存しない多様な働き方を望み、「FLEXY」に登録している高度な技能を有するCTO経験者・エンジニア・デザイナー等のプロ人材が、シンプレクスのシステム開発部門に組成された様々なプロジェクトで価値を発揮することにより、両社の事業基盤の拡大によるシナジーの創出を図ってまいります。

② プロ人材の評価認証制度の構築

シンプレクスのプロジェクトで一定の期間働いた実績や成果をもって、高度な技能を有するCTO経験者・エンジニア・デザイナー等のプロ人材の評価を認証する制度の構築を目指します。プロ人材の評価認証制度を構築することにより、プロ人材と、新たに外部のプロ人材の活用を望む企業との間におけるミスマッチを低減すると共に、システム業界におけるCTO経験者・エンジニア・デザイナー等の待遇向上に貢献してまいります。

③ DX支援の強化による顧客基盤の拡大

シンプレクスとサーキュレーションは、相互の顧客基盤を活かしつつ、両社間の協業関係を構築することにより、より多くの顧客企業に対してDX支援サービスを提供してまいります。

(2) 資本提携の内容

当社は、市場外の相対取引により、(i)2024年1月30日付でサーキュレーションの筆頭株主であり前取締役社長でもある久保田 雅俊氏から普通株式を1,668,600株（議決権比率19.99%（注1））取得し（以下「第1譲渡」）、また、(ii)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項に基づく届出を公正取引委員会に対して行い、届出が受理された日から待機期間が経過し、且つ公正取引委員会の審査の結果、排除措置命令を行わない旨の通知がなされた場合、久保田 雅俊氏から普通株式を431,400株（議決権比率5.17%（注1））追加取得することを予定しております（以下「第2譲渡」）。

本株式取得は、議決権ベースで5%以上の取得となり、金融商品取引法第167条第1項及び同施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当するため、併せてお知らせいたします。

なお、久保田 雅俊氏と当社との間に記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、久保田 雅俊氏は当社の関連当事者にも該当いたしません。

（注1）2023年10月31日時点の発行済普通株式（自己株式を除く。）8,306,000株の議決権に同年11月24日にサーキュレーション取締役及び執行役員に対して譲渡制限付株式報酬として発行された普通株式43,000株を加算した議決権に対する議決権比率（小数点以下第三位を切り捨て）であります。

3. 株式譲受前後の所有株式の状況

(1) 第1譲渡

取得前の所有株式数	0株 (議決権比率: 0% (注1))
取得株式数	1,668,600株
取得価額	1,382百万円
取得後の所有株式数	1,668,600株 (議決権比率: 19.99% (注1))

(2) 第2譲渡 (予定)

取得前の所有株式数	1,668,600株 (議決権比率: 19.99% (注1))
取得株式数	431,400株
取得価額	357百万円
取得後の所有株式数	2,100,000株 (議決権比率: 25.17% (注1))

4. 本資本業務提携の相手先の概要

① 会社名	株式会社サーキュレーション		
② 事業内容	経営や DX などの分野で外部プロ人材の知見を企業にシェアする『プロシェアリング』サービスの提供等		
③ 設立	2014年1月6日		
④ 本社	東京都渋谷区神宮前三丁目 21 番 5 号		
⑤ 代表者	代表取締役社長 福田 悠		
⑥ URL	https://circu.co.jp/		
⑦ 資本金	871百万円 (2023年7月31日時点)		
⑧ 大株主及び持株比率 (2023年7月31日現在) (注2)	久保田 雅俊		32.75%
	株式会社ニューアイデンティティクリエイション		29.50%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)		5.69%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL		4.94%
	山口 貴弘		2.56%
	野村信託銀行 (投信口)		0.93%
	日本カストディ銀行 (信託口)		0.88%
	山口 征人		0.83%
	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)		0.82%
	福田 悠		0.79%
⑨ 上場会社と当該会社の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑩ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2021年7月期	2022年7月期	2023年7月期
純資産	2,060百万円	2,319百万円	2,705百万円
総資産	3,911百万円	3,344百万円	3,747百万円
1株当たり純資産	252.74円	282.15円	325.60円
売上高	5,506百万円	7,104百万円	8,146百万円

営業利益	484 百万円	530 百万円	569 百万円
経常利益	454 百万円	528 百万円	569 百万円
当期純利益	294 百万円	346 百万円	368 百万円
1 株当たり当期純利益	41.20 円	42.02 円	44.53 円
1 株当たり配当金	—円	—円	—円

(注2) 自己株式を除く発行済株式の総数に対する所有株式数の割合であります。

5. 日程

本基本合意書の締結に関する取締役会決議日	2024 年 1 月 30 日
本基本合意書締結日	2024 年 1 月 30 日
株式取得日 (第 1 譲渡)	2024 年 1 月 30 日
株式振替日 (第 1 譲渡) (予定)	2024 年 2 月 1 日
株式取得日 (第 2 譲渡) (予定)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。) 第 10 条第 2 項に基づく届出を公正取引委員会に対して行い、届出が受理された日から待機期間が経過し、且つ公正取引委員会の審査の結果、排除措置命令を行わない旨の通知がなされた以降
本資本業務提携に関する最終契約締結日 (予定)	2024 年 3 月中

6. 今後の見通し

第 1 譲渡および第 2 譲渡の実行により、サーキュレーションは当社の持分法適用関連会社となる予定ですが、この度の資本業務提携および持分法適用関連会社化による 2024 年 3 月期の当社連結業績への影響は、軽微であると考えております。今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上